

許可番号09723009356

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社こっこー

代表取締役 楨岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを
第14条の2第1項
証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 令和元年8月27日

許可の有効年月日 令和6年2月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業（破碎処分に限る。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①廃プラスチックくず ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。（水銀回収が必要なものを除く。）
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：産業廃棄物の破碎施設 1基

設置場所：香川県高松市香西東町299番1、297番5、252番5、252番2、297番2、297番1以上

設置年月日：平成31年2月18日

処理能力：4.8トン/日（0.6トン/時×8時間）

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年2月25日（当初許可）

令和元年8月27日（変更許可）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下 余 白